

介護サービス事業所 管理者様

豊田市福祉部介護保険課長

総合事業を含む介護サービスの月額報酬の日割りの取扱いについて

総合事業を含む介護サービスの月額報酬の日割り算定の取扱いについては、これまで複数の文書で通知しておりましたので、以下のとおりまとめて通知します。また、本通知をもってこれまでの取扱いが変わるものではありません。

なお、「平成 31 年 1 月以降のサービス利用における総合事業の日割り算定の取扱いについて（通知）（平成 30 年 12 月 18 日発出）」、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 27 報）」等について（令和 4 年 2 月 18 日発出）」、「月額報酬の日割りの取扱いについて（20220304 版）」については令和 8 年 1 月 27 日をもって廃止とします。

1 日割り適用する事由、起算日等について

- (1) 令和 6 年 3 月 28 日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）の I 介護報酬改定関係資料の資料 9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」（以下「国資料」という。）のとおりとする。
- (2) 国資料における一部の起算日の解釈は下表のとおり。

	月途中の事由/起算日	解釈
1	終了 介護区分の変更/変更日 例: 1 月 15 日に要支援 I → II になった	変更日前日までの日割り 例: 1 月 1 日 ~ 14 日までの日割り
2	終了 利用者との契約解除/契約解除日 例: 3 月 10 日に死亡した	契約解除日までの日割り 例: 3 月 1 日 ~ 10 日までの日割り
3	開始 サービス事業所の変更/契約日 サービス提供日 終了 サービス事業所の変更/契約解除日 例: 5 月 15 日に A 事業所から B 事業所に 変更した	従前の事業所との契約解除日と、新しい事業所との契約日（サービス提供日）が同一の場合に限り、日割りの起算日は両事業所同一となる 例: A 事業所は 5 月 1 日 ~ 15 日まで、B 事業所は 5 月 15 日 ~ 31 日までの日割りとなり、“15 日”分は重複して給付される

2 その他事由について

(1) 国資料に記載のないその他日割り事由については下表のとおりとし、下表に記載のない事由については、適宜介護保険課へ相談すること。

	事由	日割り
1	利用者が自分の意思で休む	なし
2	利用者が体調不良で休む（入院を含む。）	なし
3	事業者からの申出によりサービスを臨時で中止する	あり
4	休業したが、休業期間中にサービス提供予定の利用者がいなかった	なし
5	休業期間中に利用予定者がおり、計画に位置付けた回数のサービスを提供できなかった（※1）	あり
6	休業期間中に利用予定者がおり、利用者の同意を得て、振替し（※2）、同月内で計画に位置付けた回数のサービスを提供した。	なし
7	台風などの荒天でサービス提供できなかった	あり
8	サービス事業所の変更等に該当せず、単に月の途中から利用を開始した	なし

※1 該当利用者に関し日割りを適用する。

※2 サービスの振替利用は、利用者の同意があるほか、利用者の心身の状態に留意し、同月内で無理なく振替できる場合に限る。

(2) 日割り計算は以下のとおり行う。

$$\{ \text{月の日数} - (\text{臨時休業期間}(\text{※})) \text{の日数} - \text{休業期間中の定期休業日} \} \times \text{日割単位数}$$

※台風等の荒天、事業者の体調不良等の事業所都合による休業

3 総合事業における特例

総合事業に関し利用者（家族を含む。）と事業者（サービス提供事業所・介護予防支援事業所）との合意の下に「利用開始日」を「契約日」とみなして起算日としても差し支えない。また、契約月にサービス利用がなく、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については請求せず、利用者との合意により、利用月の初日（1日）を起算日として請求することも可能とする。

